

【国指定・重要文化財（建造物）】

かごしまじんぐうほんでんおよびはいでん

鹿児島神宮本殿及び拝殿

ちよくしでん

勅使殿

せっしゃししよじんじゃほんでん

摂社四所神社本殿

令和4年2月9日指定



■ 所在地 霧島市隼人町内2496

■ 所有者 宗教法人鹿児島神宮

■ 特徴

鹿児島県の中央部，鹿児島湾に流れこむ天降川を望む丘陵上にある鹿児島神宮は，社伝によると和銅元(708)年の創始で，延喜式には鹿児島神社として記載されています。平安時代に八幡神が勧請され，八幡正宮等と称し，大隅国一宮として保護されました。現在の社殿は島津重年の寄進により，宝暦6(1756)年に造替されたものです。勅使殿から南北軸に沿って北に拝殿，本殿がならんでいます。

各建物とも豊かな装飾をもち，とくに本殿は規模が極めて大きく，全体を彫刻や絵画で装飾し，極彩色，漆塗などで仕上げるなど，神社本殿として優れた価値をもっています。向拝の龍の彫刻が巻き付く龍柱など，地方色が認められる点も注目されます。